

令和3年第1回

富谷市議会定例会議案書

令和3年2月18日提出

富 谷 市

令和3年第1回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	富谷市債権管理条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2 号	富谷宿観光交流ステーション条例の一部改正について・・・・・・・・	7
議案第 3 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	10
議案第 4 号	富谷市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
議案第 5 号	富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について・	17
議案第 6 号	富谷市公営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	20
議案第 7 号	富谷市奨学金貸付条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
議案第 8 号	令和2年度富谷市一般会計補正予算（第13号）・・・・・・・・・・	別冊
議案第 9 号	令和2年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）・・・・	別冊
議案第10号	令和2年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第5号）・・・・・・	別冊
議案第11号	令和2年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）・・・・	別冊
議案第12号	令和2年度富谷市下水道事業会計補正予算（第3号）・・・・・・・・	別冊
議案第13号	令和2年度富谷市水道事業会計補正予算（第4号）・・・・・・・・・・	別冊

議案第 14 号	令和 3 年度富谷市一般会計予算	別冊
議案第 15 号	令和 3 年度富谷市市営墓地特別会計予算	別冊
議案第 16 号	令和 3 年度富谷市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 17 号	令和 3 年度富谷市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 18 号	令和 3 年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 19 号	令和 3 年度富谷市下水道事業会計予算	別冊
議案第 20 号	令和 3 年度富谷市水道事業会計予算	別冊

承認

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度富谷市一般会計補正予算（第 12 号））	25
---------	---	----

議案第 1 号

富谷市債権管理条例の制定について
富谷市債権管理条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

市の債権管理に関し必要な事項を定め、債権管理の適正化を図るため、本条例を制定するもの。

富谷市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市の公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の市の歳入に係る債権をいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (6) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権をいう。
- (7) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長（富谷市水道事業の設置等に関する条例（昭和51年富谷町条例第14号）第4条第2項の規定する水道事業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。）は、法令、条例又はこれらに基づく規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況の把握に努め、市の債権を適正に管理するための適切な措置をとるものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備する。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金等)

第7条 市長は、市の債権について、債務者が履行期限後に当該債権を弁済する場合においては、法令、条例、規則又は契約に基づき、債務の履行の遅滞に係る延滞金又は遅延

損害金、損害賠償金その他の徴収金を弁済させなければならない。

（遅延損害金）

第8条 市長は、私債権について、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該債権の金額につき民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合に乗じて計算した遅延損害金（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を加算して徴収するものとする。ただし、遅延損害金について、契約に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、私債権について、履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、当該私債権に係る遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

（滞納処分等）

第9条 市長は、市税及び強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の執行の停止については、法令又は条例の規定によりこれを行わなければならない。

（強制執行等）

第10条 市長は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第11条 市長は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第12条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第13条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

- 2 市長は、前項の措置をとった後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適當となったことを知ったときは、速やかに、その措置を取りやめなければならない。

（履行延期の特約等）

第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行延期の特約等を行うことができる。この場合においては、既に発生した履行の遅延に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第15条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行

延期の特約等をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該債権について履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該債権（消滅時効について時効の援用を要しないものを除く。）について、消滅時効に係る時効期間が経過したとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。
- (5) 第10条に規定する強制執行等の手続又は第12条に規定する債権の申出等の措置をとってもなお完全に履行されない当該債権について、当該手続又は措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第13条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるとき。

（議会への報告）

第17条 市長は、前条の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（情報の利用）

第18条 市長は、市の債権が履行期限までに履行されず、かつ、第9条から第16条までに規定する措置のいずれかをとるに当たって、市が保有する滞納者（市の債権に係る金銭債務を履行期限までに履行しない者をいう。以下同じ。）に関する情報を、当該措置の判断に資する事項に限り、実施機関（富谷市個人情報の保護に関する条例（平成17

年富谷町条例第2号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。)内部において利用することができる。

- 2 市長は、前項の規定により債務者の個人情報を利用する場合は、地方税法及び富谷市個人情報の保護に関する条例その他法令の規定を遵守し、かつ、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 2 号

富谷宿観光交流ステーション条例の一部改正について

富谷宿観光交流ステーション条例（令和2年富谷市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷宿観光交流ステーションの施設の占用に係る使用料について、所要の改正を行うものの。

富谷宿観光交流ステーション条例の一部を改正する条例

富谷宿観光交流ステーション条例（令和２年富谷市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行																				
第１条～第１６条 略 別表（第８条，第１０条関係）	第１条～第１６条 略 別表（第８条，第１０条関係）																				
<table> <tr> <th>施設名称</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>古民家</td><td>略</td></tr> <tr> <td>蔵</td><td>略</td></tr> <tr> <td>マルシェ広場</td><td> <u>一部を使用する場合</u> １ <u>㎡につき１時間当たり</u> ４０ <u>円</u> <u>全部を使用する場合</u> １ <u>時間当たり</u> ２,０００ 円 </td></tr> <tr> <td>野外交流サイト</td><td> <u>一部を使用する場合</u> １ <u>㎡につき１時間当たり</u> ４０ <u>円</u> <u>全部を使用する場合</u> １ <u>時間当たり</u> １,３００ 円 </td></tr> <tr> <td>イベントステージ</td><td>１時間当たり １,５００ 円</td></tr> <tr> <td>軒下一間屋</td><td> <u>１区画につき１時間当たり</u> <u>２５０ 円</u> </td></tr> </table>	施設名称	使用料	古民家	略	蔵	略	マルシェ広場	<u>一部を使用する場合</u> １ <u>㎡につき１時間当たり</u> ４０ <u>円</u> <u>全部を使用する場合</u> １ <u>時間当たり</u> ２,０００ 円	野外交流サイト	<u>一部を使用する場合</u> １ <u>㎡につき１時間当たり</u> ４０ <u>円</u> <u>全部を使用する場合</u> １ <u>時間当たり</u> １,３００ 円	イベントステージ	１時間当たり １,５００ 円	軒下一間屋	<u>１区画につき１時間当たり</u> <u>２５０ 円</u>	<table> <tr> <th>施設名称</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>古民家</td><td>略</td></tr> <tr> <td>蔵</td><td>略</td></tr> </table>	施設名称	使用料	古民家	略	蔵	略
施設名称	使用料																				
古民家	略																				
蔵	略																				
マルシェ広場	<u>一部を使用する場合</u> １ <u>㎡につき１時間当たり</u> ４０ <u>円</u> <u>全部を使用する場合</u> １ <u>時間当たり</u> ２,０００ 円																				
野外交流サイト	<u>一部を使用する場合</u> １ <u>㎡につき１時間当たり</u> ４０ <u>円</u> <u>全部を使用する場合</u> １ <u>時間当たり</u> １,３００ 円																				
イベントステージ	１時間当たり １,５００ 円																				
軒下一間屋	<u>１区画につき１時間当たり</u> <u>２５０ 円</u>																				
施設名称	使用料																				
古民家	略																				
蔵	略																				
備考 １ 使用料の額が月を単位として定められている場合において，施設の使用期間に１月未満の端数が生じたときは，日割計算により，使用料の額を計算する。この場合において，１日当たりの額は，当該使用料月額に３０分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）とする。 ２ 使用料算定の基礎となる面積が１㎡未満であるとき又はその面積に１㎡未満の端数	備考 ― 使用料の額が月を単位として定められている場合において，施設の使用期間に１月未満の端数が生じたときは，日割計算により，使用料の額を計算する。この場合において，１日当たりの額は，当該使用料月額に３０分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）とする。																				

改 正 後	現 行
<u>があるときは、これを1 m²として計算し、使</u> <u>用料算定の基礎となる時間が1時間未満で</u> <u>あるとき又はその時間に1時間未満の端数</u> <u>があるときは、これを1時間として計算す</u> <u>る。</u>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年富谷町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条～第１５条 略 <u>第５章 富谷市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会</u> <u>（支給審査委員会の設置）</u> <u>第１６条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、富谷市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。</u> <u>２ 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。</u> <u>３ この条例に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。</u> <u>第６章 補則</u> <u>（委任 ）</u> 第１７条 略	第１条～第１５条 略 <u>第５章 補則</u> <u>（規則への委任）</u> 第１６条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４８年富谷町条例第３４号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				現 行			
第1条～第6条 略				第1条～第6条 略			
別表（第2条，第3条の2関係）				別表（第2条，第3条の2関係）			
非常勤特別職報酬				非常勤特別職報酬			
(単位：円)				(単位：円)			
職名		報酬の額		職名		報酬の額	
略	略	略	略	略	略	略	略
地域福祉計画推進協議会	略	略	略	地域福祉計画推進協議会	略	略	略
富谷市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会	委員長 委員	日額	6, 0 0 0 5, 8 0 0				
子ども・子育て会議	略	略	略	子ども・子育て会議	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

議案第 4 号

富谷市介護保険条例の一部改正について

富谷市介護保険条例（平成 12 年富谷町条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

保険料額の算定期間の改定及び介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の改正に伴い，所要の改正を行うもの。

富谷市介護保険条例の一部を改正する条例

富谷市介護保険条例（平成１２年富谷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条 略 （保険料額） 第２条 <u>令和３年度から令和５年度まで</u> の各年度における保険料額は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 ８２，８００円 ア 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項，第３４条第１項，第３４条の２第１項，第３４条の３第１項，第３５条第１項，第３５条の２第１項，第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から政令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には，零とする。以下</u> _____ 。（同じ。）が１２０万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7)～(12) 略 _____	第１条 略 （保険料額） 第２条 <u>平成３０年度から令和２年度までの</u>各年度における保険料額は，次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 ８２，８００円 ア 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項，第３４条第１項，第３４条の２第１項，第３４条の３第１項，第３５条第１項，第３５条の２第１項，第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から政令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額 _____ とする。以下<u>この項において</u> _____ 。（同じ。）が１２０万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7)～(12) 略 <u>２ 前項第１号に掲げる第１号被保険者につい</u>

改 正 後	現 行
_____ _____ _____ 2 前項 第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度における</u> 保険料額は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、市長が別に規則で定める額とする。 第3条～第16条 略 附 則 第1条～第8条 略 <u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u> 第9条 第1号被保険者のうち、<u>令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した合計額から10万円を控除して得た額</u>	<u>ての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、市長が別に規則で定める額とする。</u> 3 第1項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度における</u>保険料額は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、市長が別に規則で定める額とする。 第3条～第16条 略 附 則 第1条～第8条 略

改 正 後	現 行
<u>(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に</u> <u>よるものとし、租税特別措置法』とする。</u> <u>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率</u> <u>の算定について準用する。この場合において、</u> <u>同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と</u> <u>読み替えるものとする。</u> <u>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料</u> <u>率の算定について準用する。この場合におい</u> <u>て、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」</u> <u>と読み替えるものとする。</u>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富谷市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年富谷町条例第 17 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の改正に伴い，所要の改正を行うもの。

富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成２５年富谷町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条～第３０条 略 （交通安全施設） 第３１条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令施行規則で定めるものを設けるものとする。 第３２条～第４２条 略 <u>（歩行者利便増進道路）</u> 第４３条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u> <u>２ 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u> <u>３ 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１０条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u>	第１条～第３０条 略 （交通安全施設） 第３１条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____，柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令施行規則で定めるものを設けるものとする。 第３２条～第４２条 略

改 正 後	現 行
<u>る。</u>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

富谷市公営住宅条例の一部改正について

富谷市公営住宅条例（昭和 36 年富谷町条例第 13 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

連帯保証人の市内居住の条件を，県内居住に条件を変更するもの。

富谷市公営住宅条例の一部を改正する条例

富谷市公営住宅条例（昭和３６年富谷町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条～第１３条 略 （連帯保証人） 第１４条 略 ２ 前項に規定する連帯保証人は、<u>県内</u>に居住し独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるものでなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 ３・４ 略 第１５条～第５０条 略	第１条～第１３条 略 （連帯保証人） 第１４条 略 ２ 前項に規定する連帯保証人は、<u>市内</u>に居住し独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるものでなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 ３・４ 略 第１５条～第５０条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

富谷市奨学金貸付条例の一部改正について

富谷市奨学金貸付条例（昭和 3 8 年富谷町条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

償還金の償還猶予及び償還免除について国や県の制度に合わせ見直すほか，所要の改正を行うもの。

富谷市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

富谷市奨学金貸付条例(昭和38年富谷町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条・第2条 略 (奨学生選考委員会の設置) 第3条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)の<u>推薦</u>に関する事項を審議するため奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。 2～4 略 5 選考委員会に関し必要な事項は、<u>規則で</u> _____別に定める。 (奨学金貸付けの対象) 第4条 奨学金の貸付けを受けることのできる者は、次の各号に該当し学校長の<u>推薦</u>を受けた者でなければならない。 (1)～(3) 略 (奨学金の貸付金額等) 第5条 奨学金の貸付金額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じて、当該各号に掲げる額と _____する。 (1)・(2) 略 2 略 第6条・第7条 略 (奨学生の決定) 第8条 奨学生は、選考委員会の<u>推薦</u>により富谷市教育委員会が決定する。 第9条～第11条 略 (償還の猶予) 第12条 奨学金の貸付けを受けた者が次の各	第1条・第2条 略 (奨学生選考委員会の設置) 第3条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)の<u>推せん</u>に関する事項を審議するため奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。 2～4 略 5 選考委員会に関し必要な事項は、<u>富谷市教育委員会が</u>別に定める。 (奨学金貸付けの対象) 第4条 奨学金の貸付けを受けることのできる者は、次の各号に該当し学校長の<u>推せん</u>を受けた者でなければならない。 (1)～(3) 略 (奨学金の貸付金額等) 第5条 奨学金の貸付金額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じて、当該各号に掲げる額とし、<u>毎年度予算の範囲内において市長が決定する。</u> (1)・(2) 略 2 略 第6条・第7条 略 (奨学生の決定) 第8条 奨学生は、選考委員会の<u>推せん</u>により富谷市教育委員会が決定する。 第9条～第11条 略 (償還の猶予) 第12条 奨学金の貸付けを受けた者が次の各

改 正 後	現 行
号の一に該当し、奨学金の償還が困難であると認められるときは、その申請により奨学金の償還を猶予することができる。 (1) <u>上級学校に進学したとき。</u> (2)～(4) 略 (奨学金未償還額の減免) 第13条 奨学金の貸付けを受けた者が次の各号の一に<u>該当したときは</u>、奨学金の未償還額の全部又は一部について_____減免することができる。 (1)・(2) 略 第14条 略	号の一に該当し、奨学金の償還が困難であると認められるときは、その申請により奨学金の償還を猶予することができる。 (1) <u>さらに上級学校で奨学生になったとき。</u> (2)～(4) 略 (奨学金未償還額の減免) 第13条 奨学金の貸付けを受けた者が次の各号の一に<u>該当し</u>_____, 奨学金の未償還額の全部又は一部について<u>償還不能と認められるときは</u>, 減免することができる。 (1)・(2) 略 第14条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の富谷市奨学金貸付条例（以下「新条例」という。）による奨学金の貸付けの申請その他の準備行為は、新条例の施行前において行うことができる。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度富谷市一般会計補正予算（第 1 2 号））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので，その承認を求めるもの。

富専第 1 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 2 年度富谷市一般会計補正予算（第 12 号）（別紙のとおり）

令和 3 年 1 月 15 日

富谷市長 若 生 裕 俊

令和２年度富谷市一般会計補正予算（第１２号）

令和２年度富谷市の一般会計の補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６４，３３４千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１，０４５，０８３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は，「第２表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 国庫支出金		8,229,549	64,334	8,293,883
	2 国庫補助金	6,403,542	64,334	6,467,876
歳 入	合 計	20,980,749	64,334	21,045,083

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 衛生費		1,411,655	64,334	1,475,989
	1 保健衛生費	732,606	64,334	796,940
歳 出	合 計	20,980,749	64,334	21,045,083

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	64,334

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書
給 与 費 明 細 書

1. 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款	項	補正前の額
15 国庫支出金		8,229,549
	2 国庫補助金	6,403,542
歳入合計		20,980,749

(単位：千円)

補正額	計
64,334	8,293,883
64,334	6,467,876
64,334	21,045,083

(歳 出)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛生費		1,411,655	64,334	1,475,989
	1 保健衛生費	732,606	64,334	796,940
歳 出 合 計		20,980,749	64,334	21,045,083

(単位：千円)

補正の財源内訳				一 般 財 源
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
64,334	0	0	0	0
64,334	0	0	0	0
64,334	0	0	0	0

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛生費国庫補助金	10,945	64,334	75,279
計	6,403,542	64,334	6,467,876

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費補助金	64,334	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 64,334

3. 歳出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 新型コロナ ウイルスワ クチン接種 費	0	64,334	64,334	64,334	0	0	0
計	732,606	64,334	796,940	64,334	0	0	0

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額	細 節 及 び そ の 金 額	主 な 事 業 名 及 び そ の 金 額
1 報酬	12,235	非常勤職員報酬 予防接種健康被害調査委員 133 会計年度任用職員報酬 13人分 事務補助員 9人分 7,829 看護師 4人分 4,273	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 64,334
3 職員手当等	8,321	職員 時間外勤務手当 6,998 職員 期末手当 1,323	
4 共済費	126	雇用保険（会計年度任用職員等） 126	
9 旅費	547	費用弁償 547	
11 需用費	3,300	消耗品費 1,650 医薬材料費 1,650	
12 役務費	5,635	通信運搬費 4,946 火災等保険料 689	
13 委託料	31,143	委託料 健康管理システム改修業務 3,942 接種券作成・印刷・発送業務 7,973 コールセンター委託業務 8,008 接種費用支払代行業務 11,220	
14 使用料及び賃借料	2,114	使用料及び賃借料 予約受付システム使用料 1,683 複写機使用料 431	
18 備品購入費	913	庁用器具費等 913	

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与			
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
補 正 後	長 等	3		25,028	195	8,156
	議 員	18	61,200			19,941
	そ の 他 の 特 別 職	823	53,109			
	計	844	114,309	25,028	195	28,097
補 正 前	長 等	3		25,028	195	8,156
	議 員	18	61,200			19,941
	そ の 他 の 特 別 職	818	52,976			
	計	839	114,176	25,028	195	28,097
比 較	長 等					
	議 員					
	そ の 他 の 特 別 職	5	133			
	計	5	133			

2. 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)
補 正 後	653	349,707	1,082,707	771,592	2,204,006
補 正 前	640	337,605	1,082,707	763,271	2,183,583
比 較	13	12,102		8,321	20,423

職 員 手 当	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	68,109	22,540	21,465	315,044
	補 正 前	68,109	22,540	21,465	313,721
	比 較				1,323
の 内 訳	区 分	管 理 職 員 退 職 手 当 組 合 金 特 別 勤 務 手 当 負 担 (千円)	児 童 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	3,432	11,265	10,280	
	補 正 前	3,432	11,265	10,280	
	比 較				

費			共 済 費	合 計	備 考
寒 冷 地 当	そ の 他 の 当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	9,333	42,712	6,825	49,537	退職手当組合負担金 9,333
		81,141	21,644	102,785	
		53,109		53,109	
	9,333	176,962	28,469	205,431	
	9,333	42,712	6,825	49,537	退職手当組合負担金 9,333
		81,141	21,644	102,785	
		52,976		52,976	
	9,333	176,829	28,469	205,298	
					退職手当組合負担金
		133		133	
		133		133	

共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	
420,144	2,624,150	
420,018	2,603,601	
126	20,549	

勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 当	住 居 手 当	宿 日 直 手 当
(千円)	(千円)	勤 務 手 当 (千円)	(千円)	(千円)
194,516	24,348	80,489	20,104	
194,516	24,348	73,491	20,104	
		6,998		
				計 (千円)
				771,592
				763,271
				8,321

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	324		1,082,707	727,295	1,810,002
補 正 前	324		1,082,707	720,297	1,803,004
比 較				6,998	6,998

職 員 手 当	区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	68,109	22,540	21,465	270,747
	補 正 前	68,109	22,540	21,465	270,747
の 内 訳	比 較				
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 金 退 職 手 当 組 合 金 退 職 手 当 組 合 金	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	3,432	11,265	10,280	
	補 正 前	3,432	11,265	10,280	
	比 較				

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	329	349,707		44,297	394,004
補 正 前	316	337,605		42,974	380,579
比 較	13	12,102		1,323	13,425

職 員 手 当	区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後				44,297
	補 正 前				42,974
の 内 訳	比 較				1,323
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 金 退 職 手 当 組 合 金 退 職 手 当 組 合 金	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後				
	補 正 前				
	比 較				

共 済 費 合 計 備 考		
(千円)	(千円)	
360,486	2,170,488	
360,486	2,163,490	
	6,998	

勤 勉 手 当 管 理 職 手 当 時 間 外 住 居 手 当 宿 日 直 手 当				
(千円)	(千円)	勤 務 手 当 (千円)	(千円)	(千円)
194,516	24,348	80,489	20,104	
194,516	24,348	73,491	20,104	
		6,998		
				計
				(千円)
				727,295
				720,297
				6,998

共 済 費 合 計 備 考		
(千円)	(千円)	
59,658	453,662	
59,532	440,111	
126	13,551	

勤 勉 手 当 管 理 職 手 当 時 間 外 住 居 手 当 宿 日 直 手 当				
(千円)	(千円)	勤 務 手 当 (千円)	(千円)	(千円)
				計
				(千円)
				44,297
				42,974
				1,323

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料		1 その他の増減分	
職 員 手 当 等	8,321	1 その他の増減分	8,321

説 明	備 考
地域手当 扶養手当 通勤手当 期末手当 1,323 勤勉手当 時間外勤務手当 6,998 住居手当 退職手当組合負担金 児童手当	 (内訳:会計年度任用職員1,323)